

令和 7 年度 国立研究開発法人日本医療研究開発機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 7 年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下、「機構」という。)における令和 6 年度の契約状況は、表 1 のとおりで、契約件数は 3,821 件、契約金額は 1,246 億円である。うち、競争性のある契約は 2,904 件、1,237 億円、競争性のない契約は 917 件、9 億円となっている。

競争性のある契約が 88 件減少しているが、その主な要因は、委託研究契約等が 106 件減少したためである。うち調達契約は、第三期中長期計画に向けた Web サイト、情報システム関係の更新等により、競争性のある契約が 18 件増加した。一方で、競争性のない随意契約で入札基準額超が 10 件増加したが、これは、第三期中長期計画に向けた業務システムの改修、レイアウト変更に伴う設備等の改修等によるものである。

表 1 令和 6 年度の機構の調達全体像

(単位: 件、億円)

	令和 5 年度		令和 6 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	(2.4%) 94	(1.5%) 21	(2.8%) 108	(2.6%) 32	(14.9%) 14	(52.2%) 11
企画競争・公募	(74.3%) 2,898	(97.9%) 1,417	(73.2%) 2,796	(96.7%) 1,204	(△3.5%) △102	(△15.0%) △213
競争性のある契約 (小計)	(76.7%) 2,992	(99.4%) 1,439	(76.0%) 2,904	(99.3%) 1,237	(△2.9%) △88	(△14.0%) △202
競争性のない随意 契約	(23.3%) 908	(0.6%) 9	(24.0%) 917	(0.7%) 9	(1.0%) 9	(2.3%) 0.2
うち随意契約 (入札 基準額超)	(3.1%) 122	(0.4%) 6	(3.5%) 132	(0.5%) 6	(8.2%) 10	(3.5%) 0.2
合 計	(100%) 3,900	(100%) 1,447	(100%) 3,821	(100%) 1,246	(△2.0%) △79	(△13.9%) △201

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減欄の()書きは、各年度の構成比の伸率である。

- (2) 上記のうち、令和 6 年度の競争性のある契約における一者応札・応募の状況は、表 2 のとおりで、契約件数は 39 件、契約金額は 17 億円である。1 者以下は、4 件増加しているが、要因は、第三期中長期計画に向けた業務システムの改修等について、応札者が限られたためである。

表 2 令和 6 年度の機構の一者応札・応募状況

(単位: 件、億円)

		令和 5 年度		令和 6 年度		比較増△減	
2 者以上	件数	(98.8%) 2,957		(98.7%) 2,865		(△3.1%) △92	
	金額	(99.5%) 1,432		(98.6%) 1,220		(△14.8%) △212	
1 者以下	件数	(1.2%) 35		(3.6%) 39		(11.4%) 4	
	金額	(0.5%) 7		(25.9%) 17		(150.4%) 10	
合 計	件数	(100%) 2,992		(100%) 2,904		(△2.9%) △88	
	金額	(100%) 1,439		(100%) 1,237		(△14.0%) △202	

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 1 者以下は、一般競争入札・不落随意契約の一者応札の合計である。

(注 3) 比較増△減欄の()書きは、各年度の構成比の伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

総合的な検討を行った結果、以下の事項について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努める。

(1) 事務・事業の特性を踏まえた適正な随意契約の実施

相手先が限定されるような特殊で専門的な機器や役務の調達及び業務の委託においては、事業の特性を踏まえた適正な随意契約を実施する。【当該取り組みの実施結果】

(2) 効果的な規模の単価契約・一括調達の実施

主に、事務用品等の消耗品等の調達については、スケールメリットと事務の簡素化につながる事案を中心に単価契約・一括調達の実施を検討する。他方、印刷・翻訳等の調達においては、中小企業者が参加しやすくなるよう調達規模等に配慮する。【当該取り組みの実施結果、単価契約の件数】

(3) 専用の Web サイトによる入札関係書類のリリースの推進

入札関係書類の専用 Web サイトによる入札公告の公示、仕様書、入札説明書等の頒布並びに関連情報のメルマガ発行を通じて応札者の情報アクセス等の利便性向上を図り、多数の応札希望者に情報が行き渡るよう引き続き配慮する。【当該取り組みの実施結果、入札公示案件に係る入札説明資料のダウンロード者数】

(4) 一者応札の改善

一者応札の改善に向け、調達要求部署への仕様書の見直し及び参考見積取得先拡大の働きかけ、応札のなかった入札公告の閲覧者等に対し、その理由等を確認するためのアンケート調査を引き続き行い、要求担当者にフィードバックすること等により、よりオープンな仕様内容への改善を促すとともに、参加者確認公募制度及び郵便等による入札を活用して、一者応札の改善に継続して取り組む。【当該取り組みの実施結果】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、契約審査委員会規則に則り、事前に契約審査委員会に諮った上で、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。【契約審査委員会による点検件数等】

また、価格交渉を可能な限り複数回行い、その経緯を予定価格調書に記すものとする。【当該取り組みの実施結果】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

機構全体に、適正な調達手続等について、職員研修等を通じ周知を行うとともにマニュアル、調達契約手続一覧表等のメンテナンスを行う。

また、5. の推進体制において、必要に応じて調達要求者に対して、当該調達が機構の事業遂行上、最適なものとなっているか直接説明を求めるなど、調達内容の多面的な審査を行う。【当該取り組みの実施結果】

(3) 法令・ルール変更等への適切な対応のための取組

国に合わせた少額随意契約の基準額の引き上げに伴い、増加が見込まれる見積合わせの徴取について、適正な実施を確保するため、調達手続の際、調達要求者から当該見積が各社より個別直接に受領したものと確認が出来る電子メール等を提出させる。

また、繰越予算で承認された事業終了予定期間に対して、締結する契約の契約期間が超過しないよう、調達手続の際、調達要求者が提出するチェックシートで期間を照合するとともに、予算担当による二重の確認等を行う。【当該取り組みの実施結果】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事
総括責任者代理	執行役
副総括責任者	財務部長
メンバー	経営企画部長、総務部長、人事部長、研究開発委託等管理部長、研究開発戦略推進部長、研究公正・業務推進部長、実用化推進部長、国際戦略推進部長、創薬事業部長、医療機器・ヘルスケア事業部長、再生・細胞医療・遺伝子治療事業部長、感染症研究開発事業部長、データ利活用・ライフコース研究開発事業部長、シーズ開発・基礎研究事業部長、橋渡し・臨床加速事業部長、創薬エコシステム推進事業部長、先進的研究開発事業部長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、新規の随意契約等に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以 上